

令和7年2月27日

総務部人事課内部統制室
内線 2152
直通 092-643-3082
担当 光永、吉崎

職員の処分について

本日付けで、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

記

第一

1 被処分者

- (1) 所属部 福祉労働部（本庁）
- (2) 職 級 一般職員（主事）
- (3) 年 齢 21歳（男）

2 事実の概要

被処分者は、令和6年5月30日（木）、被処分者宅内において、同居する職員の財布から現金11,000円を窃取し、警察から任意の事情聴取を受け、同年10月25日（金）に微罪処分を受けた。

3 処分内容

停職 1月

第二

1 被処分者

- (1) 所属部 福祉労働部（出先）
- (2) 職 級 一般職員（主事）
- (3) 年 齢 22歳（男）

2 事実の概要

被処分者は、令和6年9月5日（木）、宗像市内のパチンコ店において、駐輪場に停められていた他人の自転車を持ち去り、警察から任意の事情聴取を受け、同年11月25日（月）に微罪処分を受けた。

3 処分内容

停職 1月